4）本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

5）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

6）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（単価個別合意方式）によることとする。

7）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

8）本工事は、発注者が本工事の積算に必要な機器単体品価格等について見積りを求める工事である。また、標準歩掛のない歩掛を、見積もりに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。

2　競争参加資格

次の⑴から⑾までの要件を全て満たす者（単体企業）又は⑴から⑾までの要件を全て満たす者により構成される特定建設共同企業体（「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年５月11日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「平成27―30年度長安口ダム洪水吐ゲート設備工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における平成27・28年度一般競争参加資格のうち、「機械設備工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成12年度以降に元請けとして、以下に示す洪水処理を目的としたダム用ゲート設備を自ら製作し、据付した工事（以下、「同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、競争参加資格申請者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が平成12年度以降に元請けとして同種工事の施工実績を有していること。

「自ら製作し、据付した」とは、ゲート設備全体のシステム設計を行い、主要機器である扉体及び戸当りを製作し設備全体を施工した場合とする。

・ゲート形式がローラーゲート又はラジアルゲートであり、かつ、１門当たりの通水断面が100㎡以上であること。また、上記において製作と、その据付が別件工事の場合は、合わせて１件の工事とみなす。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　提出する技術提案が適正であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間としては、現地でのゲート設備等の据付期間とし、平成28年11月上旬から平成29年８月上旬、平成30年５月上旬から平成31年３月下旬を予定している。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成12年度以降に元請けとして、同種工事（上記⑷に掲げる工事。ただし、１門当たりの通水断面は30㎡以上とする。）の据付工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、競争参加資格申請者が経常建設共同企業体である場合にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が、特定建設共同企業体である場合にあっては代表構成員の配置予定技術者が、平成12年度以降に元請けとして同種工事（上記⑷に掲げる工事。ただし、１門当たりの通水断面は30㎡以上とする。）の据付工事の経験を有していること。

なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるのでその旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

４）配置予定技術者は、建設業法第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合はこの限りでない。

５）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

６）上記１）から５）について確認出来る書類を添付すること。その添付がなされない場合は、競争に参加できない場合がある。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑽　建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事の許可を有する者であること。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目及び評価の着目点　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

１）技術提案評価

ａ　「可動ゲートの品質確保」に配慮した技術提案書

ｂ　「戸当りの品質確保」に配慮した技術提案書

上記ａ、ｂに関する技術提案について評価する。

２）施工体制評価

ａ　品質確保の実効性

工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

ｂ　施工体制確保の確実性

工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

⑵　入札参加者は、「可動ゲートの品質確保」に配慮した技術提案書及び「戸当りの品質確保」に配慮した技術提案書と入札価格をもって入札する。ただし、実際の施工に際しては、3⑷によるものとする。

⑶　落札者の決定方法

１）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

２）標準点　１）の要件を満たす入札を行った者に対して、要求要件を満足する技術提案については、100点の標準点を与える。